

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国際交流基金	
案件番号	1	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	平成24年度海外事務所等用新聞購入・送付契約	
契約締結日	平成24年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社OCS	
入札経緯及び結果	入札公告 平成24年1月12日	
	入札説明会 平成24年2月9日	
	入札実施 平成24年2月24日	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等	×	検討中
業務等準備期間の十分な確保		前回入札に比べ入札説明会から入札実施日までの期間を1週間長くすることにより、業者による業務内容の確認を早め、円滑な業務開始に移行できるよう準備期間を確保した。
公告期間の見直し		前回入札に比べ公示から入札説明会までの期間を3週間長くした。
公告周知方法の改善	×	検討中
電子入札システムの導入	×	検討中
業者等からの聴き取り		競争参加資格を有していないことが理由で失格となった業者1社から、事情確認を行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>本件は、新聞購入と海外発送という性質の異なる業務を一体として業務委託するため履行可能な業者が限られる状況であるが、今回の入札において応札した1社は競争参加資格を有しないことが判明して失格となった。ついては、次回入札実施にあたっては、競争参加資格に関し、入札説明会においてより一層強調して説明することにより、業者側の理解の徹底を図る。また、入札説明会に参加できない業者に対しては、基金担当課における入札関連書類の配付の際に、直接に同様の注意喚起を行う。</p>		
契約監視委員会のコメント		
<p>上記取組みに加え、入札公告に先立つ予告を行い周知を図ることがのぞましいと考える。</p> <p>(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>上記取組みを実行していく。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
碓井光明委員、宮本和之委員、渡邊一弘委員、渡辺政宏委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における一者応札・一者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国際交流基金	
案件番号	2	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	平成24年度海外事務所等用雑誌購入・送付契約	
契約締結日	平成24年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社OCS	
入札経緯及び結果	入札公告 平成24年1月12日	
	入札説明会 平成24年2月9日	
	入札実施 平成24年2月24日	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等	×	検討中
業務等準備期間の十分な確保		前回入札に比べ入札説明会から入札実施日までの期間を1週間長くすることにより、業者による業務内容の確認を早め、円滑な業務開始に移行できるよう準備期間を確保した。
公告期間の見直し		前回入札に比べ公示から入札説明会までの期間を3週間長くした。
公告周知方法の改善	×	検討中
電子入札システムの導入	×	検討中
業者等からの聴き取り		競争参加資格を有していないことが理由で失格となった業者1社から、事情確認を行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
本件は、新聞購入と海外発送という性質の異なる業務を一体として業務委託するため履行可能な業者が限られる状況であるが、今回の入札において応札した1社は競争参加資格を有しないことが判明して失格となった。については、次回入札実施にあたっては、競争参加資格に関し、入札説明会においてより一層強調して説明することにより、業者側の理解の徹底を図る。また、入札説明会に参加できない業者に対しては、基金担当課における入札関連書類の配付の際に、直接に同様の注意喚起を行う。		
契約監視委員会のコメント		
上記取組に加え、入札公告に先立つ予告を行い周知を図ることがのぞましいと考える。 (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
上記取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
碓井光明委員、宮本和之委員、渡邊一弘委員、渡辺政宏委員		

(注)1.「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3.本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国際交流基金	
案件番号	3	
入札及び契約方式	企画競争	
契約の件名及び数量	モスクワ日本文化センター運営に係る業務委託契約	
契約締結日	平成24年3月30日	
契約の相手方の商号又は名称等	LLC KEI-Ei Consulting	
入札経緯及び結果	平成24年3月2日 企画競争公告	
	平成24年3月12日 企画提案書締切	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等		評価基準(評価項目、評価方法)を公告に明示した。
業務等準備期間の十分な確保	×	検討中
公告期間の見直し	×	検討中
公告周知方法の改善		公告開始日より、現地の人材派遣業者3者に対し、モスクワ日本文化センターから公示内容について広報を行い、企画提案書の提出を招請し
電子入札システムの導入	×	検討中
業者等からの聴き取り		モスクワ日本文化センターより、企画提案書の提出を見送った2者に対し、その理由について聞き取りを行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>企画提案書の提出を見送った2者からは、「仕様書の4.に記載されている文化交流に関する各種業務を、日本語及びロシア語で遂行可能であることという要件が、特殊かつ高度な内容であり、役務の履行(対応できる人材の確保等)が容易ではないとの印象を受けたから」とのコメントがあった。</p> <p>これを踏まえ、今後調達情報の周知徹底と業務内容の理解促進を図るため、25年の企画競争の実施に際しては、参入可能と思われる事業者情報についてより一層調査・把握を行なった上で、モスクワにおいて、これら事業者を対象とした説明会を開催する。説明会において、基金が本件で求める役務内容をより詳しく、具体的に説明し、事業者からの質問に直接答える場を設けることにより、事業者側の業務内容の理解を深め、参加の促進を図る。</p>		
契約監視委員会のコメント		
上記取組に加え、公告期間については余裕をもった設定とすることがのぞましいと考える。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
上記取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
碓井光明委員、宮本和之委員、渡邊一弘委員、渡辺政宏委員		

(注)1.「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3.本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国際交流基金	
案件番号	4	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	平成24年度国際交流基金被招へい者向け海外旅行保険契約	
契約締結日	平成24年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本興亜損害保険株式会社	
入札経緯及び結果	平成24年2月17日 入札公告	
	平成24年2月27日 入札説明会開催	
	平成24年3月8日 入札実施	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等	×	検討中
業務等準備期間の十分な確保	×	検討中
公告期間の見直し	×	検討中
公告周知方法の改善		候補となりそうな業者に案内し、広報を行った。
電子入札システムの導入	×	検討中
業者等からの聴き取り		仕様書入手した業者にアンケートを行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
日本滞在者向け海外保険を扱っている保険会社は少なく、更に新規に当該保険を引き受ける保険会社が少なくなっている状況であり、少数の保険会社に入札を促すため、仕様をある程度、緩和・削除することについて検討してゆくとともに、業務等準備期間を十分確保できるようにする。		
契約監視委員会のコメント		
基金の取組みは妥当であると考える。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記取組みを実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
碓井光明委員、宮本和之委員、渡邊一弘委員、渡辺政宏委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における一者応札・一者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国際交流基金	
案件番号	5	
入札及び契約方式	企画競争	
契約の件名及び数量	関西国際センター食堂運営業務委託契約	
契約締結日	平成24年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	東京ビジネスサービス株式会社	
入札経緯及び結果	平成23年9月15日 企画競争公告	
	平成23年10月19日 説明会開催	
	平成23年12月2日 企画競争実施(提案書受付締切)	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等		施設管理・運営業務から切り離し、食堂運営のみの業務とした。
業務等準備期間の十分な確保		業務開始までに3ヶ月以上の期間を設けるようにスケジュールを組んだ。
公告期間の見直し		公告から説明会まで1ヶ月以上確保した。
公告周知方法の改善		候補となりそうな業者に案内し、広報を行った。
電子入札システムの導入	×	検討中
業者等からの聴き取り		説明会に来場したが応募を辞退した4者に対してアンケート調査を行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>食堂の利用者は外国人が中心であり、食堂運営にあたっては海外の食慣習や食事制限に対応する必要があるが、この要求を満たしかつ採算性のある業務を行うことの可能な業者が限られる状況にある。今回、仕様書は施設管理・運営業務から切り離すことにより、一者応募からの脱却を狙ったものの、実際には効果が上がらず、今後はさらに仕様要件を緩和し、在館者数が比較的少ない時期(年末年始等)の休業なども視野に入れて、センター側で柔軟に対応できるような体制を整えることを検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント		
<p>基金の取組みは妥当であると考える。</p> <p>(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>引き続き、上記取組みを実行していく。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
(碓井光明委員、宮本和之委員、渡邊一弘委員、渡辺政宏委員)		

(注)1.「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における一者応札・一者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3.本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国際交流基金	
案件番号	6	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価)	
契約の件名及び数量	平成24年度日本語能力試験関連資料国際宅配業務契約	
契約締結日	平成24年4月12日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社OCS	
入札経緯及び結果	平成23年12月27日 入札公告 平成24年2月3日 入札説明会開催 平成24年3月2日 事前審査資料提出期限 平成24年3月16日 入札実施	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等	×	検討中
業務等準備期間の十分な確保	×	検討中
公告期間の見直し		入札公告から入札実施までの期間を長くした。 (前回入札に比べ入札公告を約1月前に行った。)
公告周知方法の改善		過去に本件業務入札に参加したことがない企業にも積極的に案内した。
電子入札システムの導入	×	検討中
業者等からの聴き取り		前回入札時に仕様書入手業者に対してアンケートを実施済み。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
24年度入札で一者応札となった理由は、応札2社のうち1社の書類が不備であったことによる(入札者氏名が書面上の入札代理人氏名とが異なっていた)。については、次回入札にあたっては、上記改善取組内容を継続するとともに、入札説明会等で入札における注意点を重点的に説明する。		
契約監視委員会のコメント		
上記取組に加え、本件を含む入札案件全体において入札書類不備の防止を図ってゆくことがのぞましいと考える。 (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
上記取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
碓井光明委員、宮本和之委員、渡邊一弘委員、渡辺政宏委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。